

外務省 北東アジア課

斎藤 様
(A275)

厚生省 保健局 日原

11:30 にお電話いたしました。

同様の規定を設けている。

- ・ 原爆二法については、その適用が及ぶ範囲について、属地主義をとっていることから、日本国内の居住者のみを対象としているものであり、その法文上の根拠は以下のとおりである。なお、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律案においても、同様の規定を設けている。

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律

(昭三三・三・三一)
法 四

(被爆者健康手帳)

第三条 被爆者健康手帳の交付を受けようとする者は、その居住地(居住地を有しないときは、その現在地とする。以下同じ。)の都道府県知事(その居住地が広島市又は長崎市であるときは、当該市の長とする。以下同じ。)に申請しなければならない。

原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律施行規則

第一章 医療特別手帳

(認定)

第一条 原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(昭和四十三年法律第五十三号。以下「法」という。)第二条第二項の認定の申請は、医療特別手帳認定申請書(様式第一号)に、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十三年法律第四十一号。以下「原子爆弾被爆者医療法」という。)第八条第一項の認定に係る負傷又は疾病についての同法第九条第一項の規定による指定を受けた病院又は診療所の医師の診断書(様式第二号)を添えて、これを居住地(居住地を有しないときは、現在地とする。以下同じ。)の都道府県知事(その居住地が広島市又は長崎市であるときは、当該市の長とする。以下同じ。)に提出することによつて行わなければならない。

- ・ また、昭和53年の最高裁判決においても、海外に在住している者に対して原爆医療法の適用がないことを前提として判決理由が示されている。

(参考)

(参考)

孫振斗訴訟 最高裁判決

(昭和53年3月10日・板料)

右のように、原爆医療法は、被爆者の健康面に着目して公費により必要な医療の給付をすることを中心とするものであって、その点からみると、いわゆる社会保険法としての他の公的医療給付立法と同様の性格をもつものであるということができる。しかしながら、被爆者のみを対象として特に右立法がされた所以を理解するについては、原爆医療法の被爆による健康上の障害がかつて例をみない特異かつ深刻なものであることと並んで、かかる障害が超れば戦争

という国の行為によってもたらされたものであり、しかも、被爆者の多くが今なお生活上一般の戦争被害者よりも不安定な状態に置かれているという事実を見逃すことはできない。原爆医療法は、このような特殊の戦争被害について戦争遂行主体であった国が自らの責任によりその救済をはかるという一面をも有するものであり、その点では実質的に国家補償的配慮が制度の根底にあることは、これを否定することができないのである。例えば、同法が被爆者の収入ないし資産状態のいかんを問わず常に全額公費負担と定めていることなどは、単なる社会保障としては合理的に説明しがたいところであり、右の国家補償的配慮の一端を示すものであると認められる。また、わが国の戦争被害に関する他の補償立法は、補償対象者を日本国籍を有する者に限定し、日本国籍の喪失をもつて権利消滅事由と定めているのが通例であるが（戦傷病者戦没者遺族等優遇法一一二条二号及び三三三、一四二条一項二号、二四二条、三二二条一項二号、戦傷病者特別優遇法四二条三項、六二条一項等）、原爆医療法がえてこの種の規定を設けず、外国人に対しても同法を適用することとしているのは、被爆による健康上の障害の特異性と重大性のゆえに、その救済について内外人を区別すべきではないとしたものにはかならず、同法が国家補償の趣旨を併せもつものと解することと矛盾するものではない。

このような原爆医療法の複合的性格からすれば、一般の社会保険法についてこれを外国人に適用する場合には、そのよって立つ社会連帯と相互扶助の理念から、わが国内に適法な居住関係を有する外国人のみを対象者とすることが一応の原則であるとしても、原爆医療法について当然に同様の原則が前提とされているものと解すべき根拠はない。かえって、同法が被爆者の置かれている特別の健康状態に着目してこれを救済するという人道的目的の立法であり、その三二二条一項にはわが国に居住地を有しない被爆者をも適用対象者として予定した規定があることなどから考えると、被爆者であってわが国内に現在する者である限りは、その現在する理由等のいかんを問うことなく、広く同法の適用を認めて救済をはかることが、同法のもつ国家補償の趣旨にも適合するものといえるべきである。